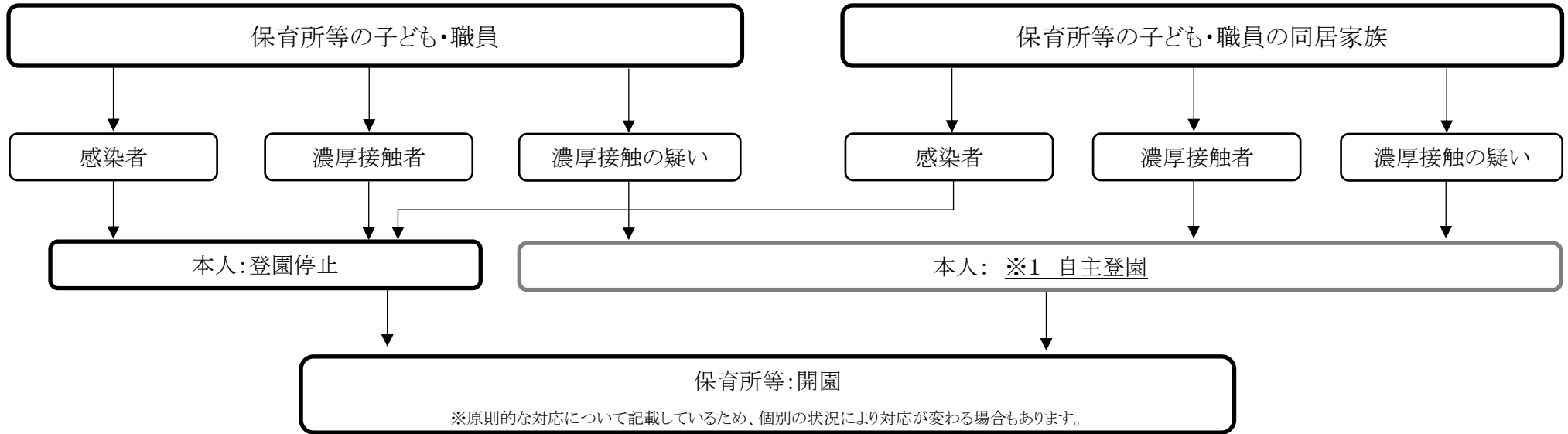


保育所等における新型コロナウイルス感染症対応フロー

令和4年4月改訂
長与町こども政策課



対象者	感染状況	保育所等	対象子ども	保育料	職員	給付費・給与
保育所等の職員・子ども	感染者	開園	登園停止	日割り計算による減額	出勤停止	園への施設型給付費の減額は行わず、通常どおり支払い。 休ませた職員の給与も減額は行わず、通常どおり支給。
	濃厚接触者		※1 自主登園	通常どおり支払い	※2 自主出勤	
	濃厚接触の疑い					
保育所等の職員・子どもの同居家族	感染者	開園	登園停止	日割り計算による減額	出勤停止	休ませた職員の給与も減額は行わず、通常どおり支給。
	濃厚接触者		※1 自主登園	通常どおり支払い	※2 自主出勤	
	濃厚接触の疑い					
保護者の判断による自主的な登園自粛				通常どおり支払い		

※1 自主登園: 登園自粛の要請ではありませんが、園児への感染予防のため、ご家庭での保育にご協力をお願いいたします。

※2 自主出勤: 出勤自粛の要請ではありませんが、園児への感染予防のため、ご自宅での待機にご協力をお願いいたします。職員の休暇等については、施設ごとの就業規則に応じ、対応すること。

・県の「オミクロン株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定・行動制限及び積極的疫学調査について(県方針)」を基に作成。

・「感染者」「濃厚接触者」に特定された場合は、速やかに保育所等へ連絡をお願いいたします。保育所等は、保護者に情報提供の了解を得た上で、「感染者」のみ、町(こども政策課)へご一報ください。

・臨時(一部)休園期間中の保育については、感染拡大を防止する観点から他の施設における代替保育は行いません。ご家庭での保育にご協力をお願いいたします。

※詳細については、「保育所等における新型コロナウイルス感染症の対応について」を参照。